

1 ② 国事行為には、全て内閣の助言と承認が必要とされることから、天皇は内閣の決定を形式的に表示するにとどまる。したがって、国事行為に伴う責任は内閣が全面的に負い、天皇は政治的にも法的にも責任を負わない。

2 ③ 警職法6条1項に基づく危険時の立入りは、危害予防、損害の拡大防止又は被害者救助を目的として行うことができるにとどまり、犯罪捜査を目的として行うことはできない。

3 ⑤ 緊急避難の規定は、業務上特別の義務がある者には適用されない（刑法37条2項）。「業務上特別の義務がある者」とは、自衛官、警察官、消防職員のように、業務の性質上、一定の危険に身をさらさなければならない義務を負う者である。

4 ④ 被疑事実の要旨を告知するに当たっては、被疑者に理由なく逮捕するものではないことを一応理解させる程度に告げれば足りる。

5 ① 消費者金融の利用等の経済問題に起因するものは、調査を徹底し、その原因を突き止めて解決する。なお、その動機が賭け事や遊興費に起因する場合は、同じ過ちを繰り返す可能性が大きいことに留意する。

6 ③ 枝文は「還付金詐欺」の説明である。「融資保証金詐欺」とは、融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺をいう。

7 ⑤ 屋外において発見された遺留品が雨雪にさらされているときは、その遺留品を屋内などの適当な場所に移動させて、採証活動を行う必要がある。なお、検体を移動して採取活動を行う場合は、検体の場所・向き等を記録し、また移動中に資料を破壊、散逸、混同させないように、特に証拠保全に配慮しなければならない。

8 ② 交通情報の提供に係る事務については、一定の条件を満たす法人に委託することができるものとされており（道交法109条の2第2項）、現在、全ての都道府県公安委員会において、当該事務の一部を、公益財団法人日本道路交通情報センターに委託している。

9 ④ 上祐派は、かつて松本が上祐史浩（現「ひかりの輪」代表）に対して教団維持のために別の宗教団体を作るよう指示していたことや、新たな団体の設立については当時教団の幹部であった同人に主に任されていたことが判明しているにもかかわらず、外形上、松本の影響から脱した危険性のない団体であるかのように装い、従前と変わらない活動を続けている。

10 ① 明治憲法下において行政裁判所は存在していたが、現行憲法によって廃止されたため、現在において行政裁判所は存在しない。